



リハビリセンター グリーンTAOKA

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

〒771-4261

徳島市川内町北原31-3

施設 TEL (088) 678-5555

通所 TEL (088) 678-7560

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援及び介護予防支援のサービス提供の開始にあたり、厚生労働省令第38号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者及び事業所の名称等

事業所名称	リハビリセンターグリーン TAOKA 通所リハビリテーション
事業所所在地	徳島市川内町北原31-3
法人名称	社会医療法人 養生園
代表者名	理事長 田岡 雅世
指定年月日	平成25年12月1日
指定事業所番号	3650180205
管理者名	中川 清美
電話番号	施設 (088) 678-5555 通所 (088) 678-7560
FAX	(088) 678-5865

2. 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの目的と運営方針

事業の目的

通所（介護予防）リハビリテーションは、普段家庭で生活をしている方で、さらに自立し、より安心して快適な家庭生活を送れるようになることを目的とし、介護支援専門員が立案した計画を基に施設に通い、理学療法士や作業療法士及び介護職員の支援のもとで日常生活動作の訓練及びリハビリを行うサービスです。

事業の運営方針

利用者の皆さんが安心して生活できるようリハビリや、自立支援、家庭生活の継続を目指しております。また、明るく家庭的な雰囲気の中で、家族や地域との連携を密にとり運営しています。

3. 施設の職員体制 ※必ず配置が必要な人員数を表記しております

	常勤換算	業務内容
・医師	1名以上	診療医学管理・指導管理（兼務）
・管理者	1名以上	運営管理（兼務）
・看護職員	3名以上	看護業務（兼務）
・介護職員		介護業務
・理学療法士又は作業療法士		リハビリ業務・指導管理
・栄養士	1名以上	栄養計画及び栄養指導（兼務）
・事務職員	1名以上	事務業務（兼務）

4. 職員の勤務時間 8：30～17：15

5. 1日通所利用定員 30名

6. サービス内容

- ① 通所（介護予防）リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（*食事は原則として食堂でお召し上がり下さい）
 - 朝食 7時30分～
 - 昼食 12時00分～
 - 夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護支援
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 行事食の提供
- ⑨ 理美容サービス（実費）
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
 - *これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

7. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、徳島市、板野郡、鳴門市にお住まいの方を対象とさせていただきます。

8. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の心身の状況が急変した場合及びその他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡いたします。

家族等緊急連絡先	氏 名	続 柄
	電話番号	
	勤 務 先	
主 治 医	医療機関名	
	氏 名	
	電話番号	

9. 施設利用に当たっての留意事項

飲酒・喫煙	施設内での飲酒、喫煙は出来ません。
現金等の管理	可能な限り、現金の持参は控えて下さい。但し、ご自分で管理される場合は小遣い程度の現金は持参可能です。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
宗教活動・政治活動	施設内で、他の利用者に対する「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」はご遠慮下さい。
火気	持ち込み、取り扱い禁止。
設備・備品の利用	施設内の設備や備品は本来の使用方法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。

10. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難用滑り台
- ・ 防災訓練 年2回（春期・秋期）

1 1. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合には、市町村（保険者）、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、使用者に対するサービス提供中または送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 要望及び苦情等の相談

要望や苦情等は、苦情相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

苦情担当窓口	支援相談室 日野 沙織 電話：(088-678-5555)
各機関	<input type="checkbox"/> 徳島市高齢介護課 電話：(088-621-5586)
	<input type="checkbox"/> 徳島県保健福祉部 長寿いきがい課 電話：(088-666-0117)
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険団体連合会 電話：(088-666-0117)
	<input type="checkbox"/> 課 電話：(- -)

1 3. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

サービス内容説明書

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. (予防)通所リハビリテーションについての概要

(予防)通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら(予防)通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、(予防)通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金(負担割合1割の場合)

- ① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です)

【 介護予防通所リハビリテーション費 】

- ・要支援1 2, 268円/月
- ・要支援2 4, 228円/月

◎・・・必須 △・・・加算

△ 予防通所リハビリ12月超減算	
要支援1…▲-120円/月、要支援2…▲-140円/月	
△ 予防若年性認知症利用者受入加算	240円/月
◎ 一体的サービス提供加算	480円/月
△ 予防通所リハ栄養アセスメント加算	50円/月
△ 予防通所リハ栄養改善加算	200円/月
△ 予防通所リハ口腔機能向上加算(Ⅰ)	150円/月
△ 予防通所リハ口腔機能向上加算(Ⅱ)	160円/月
◎ 予防通所リハ科学的介護推進体制加算	40円/月

◎ 予防通所リハビリサービス提供体制加算（Ⅱ）

（要支援1…72単位/月、要支援2…144単位/月）

◎ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 8.7%

※ 予防通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供出来ないことがあります。

※ 地域区分単価（1単位当たりの単価）が、平成30年4月1日から「徳島市」が「その他：10,00円」⇒「7級地：10,17円」に変更となりました。
それに伴い、サービス費・加算の合計金額に1.017を乗じた金額をご請求いたします。

【 通所リハビリテーション費 】

	[3時間以上4時間未満]	[6時間以上7時間未満]
・要介護1	486円	715円
・要介護2	565円	850円
・要介護3	643円	981円
・要介護4	743円	1,137円
・要介護5	842円	1,290円

◎・・・必須 △・・・加算 ◆・・・いずれか1つ

◎ リハビリテーション提供体制加算（6～7時間） 24円/回

△ 入浴介助加算Ⅰ 40円/日

◆	<u>リハビリテーションマネジメント加算 イ</u> 560円/月	※ 同意日の属する月から6月以内
	<u>リハビリテーションマネジメント加算 イ</u> 240円/月	※ 同意日の属する月から6月超
	<u>リハビリテーションマネジメント加算 ロ</u> 593円/月	※ 同意日の属する月から6月以内
	<u>リハビリテーションマネジメント加算 ロ</u> 273円/月	※ 同意日の属する月から6月超
	<u>リハビリテーションマネジメント加算 ハ</u> 793円/月	※ 同意日の属する月から6月以内
	<u>リハビリテーションマネジメント加算 ハ</u> 473円/月	※ 同意日の属する月から6月超

◎ 医師が利用者又はその家族に計画内容を説明した場合	270円/月
△ 短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/回
	(退院・退所後又は認定日 3月以内)
△ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	240円/日
	(週2日以内・3月以内)
△ 認知症短期集中リハビリテーション加算 (II)	1,920円/月
	(月4回以上・3月以内)
△ 若年性認知症利用者受入加算	60円/日
△ 栄養アセスメント加算	50円/月
△ 栄養改善加算	200円/日 (月2回限度)
△ 口腔機能向上加算 (I)	150円/日 (月2回限度)
△ 口腔機能向上加算 (II) イ	155円/日 (月2回限度)
△ 口腔機能向上加算 (II) ロ	160円/日 (月2回限度)
△ 重度療養管理加算	100円/回
◎ 科学的介護推進体制加算	40円/月
△ 送迎未実施減算	▲47円/片道
◎ サービス提供強化加算 (II)	18円/回
◎ 介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の8.6%

※ 地域区分単価 (1単位当たりの単価) が、平成30年4月1日から「徳島市」が「その他：10,00円」⇒「7級地：10,17円」に変更となりました。

それに伴い、サービス費・加算の合計金額に1.017を乗じた金額をご請求いたします。

(2) その他の料金

① 食費 (食材料費) 600円 (昼食+おやつ)

※原則として食堂でおとりいただきます。延長時、朝食、夕食に関しましては施設の基準に沿って請求いたします。

② おやつ代 150円/日

午後のみ利用の方でおやつを食べられる方については1食150円を請求いたします。

③ 材料費 行事や個人で使用する雑貨類に別途ご利用料金をいただく場合があります。その際は、事前にご案内します。

④ 理美容代 実費 利用料に関しましてはお問い合わせください。

⑤ 特別食代 (行事食) 行事等で特別な食事をした場合、別途料金を頂く場合があります。その際は、事前にご案内いたします。

⑥ 紙オシメ・パット等使用時は、実費をいただきます。

⑦ その他 サービス提供時にご相談にて算定いたします。

(3) 支払い方法

- ・毎月15日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込の2方法があります。
利用申し込み時にお選び下さい。

4. 営業日・時間

営業日:月曜日～土曜日 営業時間:午前8時30分～午後5時15分

※但し元旦を休みとする。(施設行事等の場合はこの限りではない)